市民情報提供資料 教育部教育指導課

市内小・中学校の長期休業日の短縮について

臨時休業期間中に学習ができなかった学習内容等の指導を行うため、今年度の長期休業日を下記の通り短縮する。

記

１　夏季休業期間の短縮について

⑴　夏季休業日を７月２３日（木）から８月２５日（火）までとする。

⑵　短縮に伴い、７月１７日（金）から７月２２日（水）までの間、８２６日（水）から９月１日（火）までの間、全小中学校で臨時の給食を実施する。

２　冬季休業期間の短縮について

⑴　冬季休業日を１２月２６日（土）から１月６日（水）までとする。

⑵　短縮に伴い、１月７日（木）及び１月８日（金）に全小中学校で臨時の給食を実施する。